

浄化槽法定検査 申込み書

浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽をご使用されている方には「浄化槽法」により「法定検査」が義務付けられております。つきましては、「法定検査」の実施にご理解をいただきまして、検査のお申し込みをいただきますようお願いいたします。

別紙に「毎年の検査の流れ」・「料金の支払方法」・「約款」がございますのでご確認ください。

【申込方法】

裏面の「記入例」を参考に、「お客様ご記入欄」に必要な事項をご記入ください。

その後、返信用封筒に入れてご返送いただくか、FAXにてご返信願います。

【参考】

法定検査は2種類あります。

1. 浄化槽法 第7条 「浄化槽設置後の水質検査」

浄化槽を設置し、ご使用開始後3～8ヶ月の間に行います。浄化槽の設置状況を中心に、設備・装置が有効に機能しているか否かを検査するもので、早期に欠陥を是正することを目的としています。

2. 浄化槽法 第11条 「定期検査」

7条検査後、毎年1回行います。浄化槽の維持管理が基準に従って適切に行われ、所期の処理機能が確保されているか否かを検査します。

【検査手数料表】

浄化槽の規模(人槽)	(人)	～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～
検査手数料(7条)	(円)	11,500		14,500	18,000	19,500	21,500
検査手数料(11条)※	(円)	6,000	6,500	9,500	13,000	15,000	17,000

※ 検査手数料のお支払方法を口座振替にさせていただきますと、11条の検査料金は500円差し引いた額とさせていただきます。

【お客様ご記入欄】

浄化槽法に基づく「法定検査」を一般財団法人静岡県生活科学検査センターに申込みます。

		申込み年月日	平成	年	月	日
お客様氏名	フリガナ					
お客様住所						
電話番号						
部課名等 連絡先	フリガナ ご担当者名					
施設名		使用人数	人			
設置場所住所		人槽 (浄化槽の規模)	人槽			
保守点検業者名		点検回数	年・月・週	回		
清掃業者名		清掃実施日	平成	年	月	日
浄化槽のご使用開始日	1.使用開始前の場合 ⇒ 使用開始予定日 : 平成 年 月 日 2.使用開始してる場合 ⇒ 使用開始日 : 平成 年 月 日					
検査区分	1.使用開始前 又は 使用開始後8ヶ月以内 ⇒ 7条検査 2.使用開始後8ヶ月を経過している ⇒ 11条検査					
連絡事項	検査に関する連絡等ありましたら、ご記入願います。なお、申込みする浄化槽が複数ある場合は、こちらの欄にご記入いただくか、複数記入用紙を併せてご利用ください。					

※ 浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理業者に情報提供を行います。

お預かりした個人情報、浄化槽法定検査業務以外には使用いたしません。

(裏面)

【申込書ご記入例】
(毎年申込み)

静岡県浄化槽指定検査機関 静岡県環生第1号
一般財団法人 静岡県生活科学検査センター
静岡市葵区北安東4丁目27番2号

担当：焼津検査所 施設検査管理部
TEL 054-621-5030 FAX 054-621-5450

浄化槽法定検査 申込み書

『申込書の記入方法』

入力例(破線で囲まれている部分)を参考に、【お客様ご記入欄】をご記入ください。
また、下記1～3の状況に応じて、記入欄の **A** **B** を必ずご記入ください。

1. 「新しい浄化槽が未設置の場合」 または 「設置後、使用開始していない場合」

A: 「浄化槽のご使用開始日」 → 1. 「使用開始予定日」を記入

B: 「検査区分」 → 1. 「7条検査」を選択

2. 「浄化槽を使用開始後、8ヶ月以内の場合」

A: 「浄化槽のご使用開始日」 → 2. 「使用開始日」を記入

B: 「検査区分」 → 1. 「7条検査」を選択

3. 「浄化槽を使用開始後、8ヶ月経過している場合」

A: 「浄化槽のご使用開始日」 → 2. 「使用開始日」を記入

B: 「検査区分」 → 2. 「11条検査」を選択

そのほか不明な点がございましたら、ご連絡ください。

(一財) 静岡県生活科学検査センター 電話：054-621-5030

いたゞきま。ご希望される場合はお早めにご連絡ください。

【お客様ご記入欄】

浄化槽法に基づく「法定検査」を一般財団法人静岡県生活科学検査センターに申込みます。

		申込み年月日	平成28年10月1日
お客様氏名	フリガナ <small>シズオカ タロウ</small> 静岡 太郎		
お客様住所	焼津市塩津1-1		
電話番号	054-621-5863		
部課名等 連絡先	(個人の方は未記入)	フリガナ ご担当者名	(個人の方は未記入)
施設名	静岡 丈太郎 邸	使用人数	4 人
設置場所住所	焼津市塩津1-1	人槽 (浄化槽の規模)	5 人槽
保守点検業者名	(株)〇〇 (点検が契約前の場合は未記入)	点検回数	年 月・週 3 回
清掃業者名	(株)△△ (清掃が未実施の場合は未記入)	清掃実施日	平成 年 月 日
A 浄化槽のご使用開始日	①使用開始前の場合 ⇒ 使用開始予定日 : 平成 28年 3月 1日 ②使用開始してる場合 ⇒ 使用開始日 : 平成 年 月 日		
B 検査区分	①使用開始前 又は 使用開始後8ヶ月以内 ⇒ 7条検査 ②使用開始後8ヶ月を経過している ⇒ 11条検査		
連絡事項	検査に関する連絡等ありましたら、ご記入願います。なお、申込みする浄化槽が複数ある場合は、こちらの欄にご記入いただくか、複数記入用紙を併せてご利用ください。		

※ 浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理者に情報提供を行います。
お預かりした個人情報、浄化槽法定検査業務以外には使用いたしません。

「毎年の検査の流れ」・「料金の支払方法」・「約款」をご確認のうえ保管をお願いいたします。

毎年の検査の流れ

- 1 毎年検査月が近づきましたら、検査の申込書を郵送いたします。必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送または、FAXにてご返信ください。
- 2 検査の実施予定日が決まりましたら、郵便にてお知らせいたします。前回実施した月と同時期、年末年始を除く平日の昼間となりますが、検査効率向上のため検査時期を変更する場合がございます。
- 3 ご不在の場合でも、検査に支障がなければ実施させていただきますが、お客様のご都合が合わない場合はご連絡ください。
- 4 当日は現場での検査を実施し、併せて放流水を採取させていただき、当センターに持ち帰り水質分析を行います。また、「検査済の証」を浄化槽の近くに貼らせていただきます。
- 5 後日、検査結果書を郵送いたします。水質分析に日数がかかる為、お手元に届くまで2～4週間程度かかりますが、ご了承ください。
- 6 検査結果書が届きましたら、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

検査料金のお支払い方法

- ・ 「口座振替」をご希望の場合は、連絡事項の欄に「口座振替希望」とご記入ください。後日、口座振替依頼書を郵送いたします。
- ・ 「コンビニ支払い」および「郵便振込み」をご希望の場合は、検査結果書と併せて払込取扱票付の請求書を郵送いたします。
- ・ 「銀行振込み」ご希望の場合は、検査結果書と併せて請求書を郵送いたします。
※振込み手数料はお客様ご負担となりますのでご注意ください。
- ・ 「現金」にてお支払いをご希望の場合は、検査当日に検査担当者にお申し出ください。領収書を発行いたします。

約 款

第1条 (信義誠実の義務)

お客様及び一般財団法人静岡県生活科学検査センター（以下「センター」という）は信義誠実をもってこの要約を忠実に履行しなければならない。

第2条 (業務の内容)

センターは、浄化槽法第7条および第11条の検査を浄化槽法その他の関係法令を遵守し、実施することとする。実施後、お客様に「検査済の証」を交付するとともに「検査結果書」を作成し提出するものとする。

第3条 (報告)

センターは、浄化槽法第7条第2項および第11条第2項の規定に基づき、必要な事項を県知事に報告するものとする。

第4条 (情報の開示)

センターは、浄化槽の維持管理向上のため、必要に応じて、お客様より委託を受けている管理業者に情報提供を行う。

第5条 (検査料の請求及び支払い)

センターは、全ての業務を完了した場合、お客様に検査料を請求するものとする。

第6条 (申込みの解除)

お客様は対象施設の取り壊し等、申込みの解除が必要となった場合は、あらかじめセンターに通知するものとする。

第7条 (検査実施方法及び不在時検査)

- 1 検査日程が決定した時は、センターはお客様に検査実施日をあらかじめ封書にて通知するものとする。
- 2 検査当日、お客様が不在の場合であっても浄化槽の検査に特に支障がない状況であれば、センターは検査を実施することができる。ただしお客様からの要請があった場合は、この限りではない。
- 3 センターは、業務履行の効率化を図る為に、検査時期の変更をお願いする場合がある。

第8条 (秘密の保持)

センターは、申込みの際に知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめお客様の承認を得たときは、この限りではない。

第9条 (損害賠償)

センターが業務の実施に関し、お客様又は第三者に損害を与えた場合、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

第10条 (疑義の決定)

この申込みに関する疑義及びこの申込みに定めない事項については、双方で協議して定めるものとする。